

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第242号

昭和52年北海道告示第2877号（北海道地方競馬実施条例施行規則第85条の規定により知事の指定する払いもどし金交付所）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

第 1 項を削る。

第 2 項中「、北海道競馬事務所内の払戻金交付所」を削り、「北海道競馬事務所長」を「知事」に改め、同項の項番号を削る。

北海道告示第243号

平成 4 年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第 2 項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正する。

平成21年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

留萌場外発売所の項、室蘭場外発売所の項及び釧路場外発売所の項を削る。

目	次	ページ
告 示		
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………	（財政課）	1
○北海道道州制特別区域計画の変更……………	（地域主権局）	1
○北海道地方競馬実施条例施行規則第85条の規定により知事の指定する払いもどし金交付所の一部改正……………	（農政課）	1
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第 2 項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正……………	（農政課）	1

告 示

北海道告示第240号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の 6 の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 4 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

全国自治宝くじ事務協議会に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

北海道告示第241号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第 7 条第 1 項の規定に基づき作成した北海道道州制特別区域計画を次のとおり変更した。

「次のとおり」は、省略し、北海道総合政策部地域主権局及び各支庁に備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（総合政策部地域主権局のページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/>））において閲覧に供する。

平成21年 4 月 1 日

